

## 1 神戸女学院大学入学試験成績優秀者給与奨学金制度

入学試験成績優秀者に給与する奨学金として「入学試験成績優秀者給与奨学金制度」があります。

### 制度のねらい

神戸女学院大学が掲げる3つの教育の柱、キリスト教主義、国際理解の精神、リベラルアーツ教育のもとで優秀な学生を育て、その担い手を広く世界に送り出すことを目的として、入学試験の成績優秀者に対する給与奨学金制度を定めるものです。

### 受給者の資格

学校推薦型選抜（公募制）〈A日程〉または一般選抜〈前期A日程〉の選考において、優秀な成績を得た入学者  
【対象】全学科

### 給与金額

入学金および授業料の半額

### 給与期間

標準修業年限（原則4年）

### 受給者への通知

受給候補者となった合格者に対し、合格発表時に入学手続書類とは別に、本制度の適用通知書を送付します。

### 給与の実施方法

給与が認められた受給候補者は、入学手続案内に指定されたとおりの入学金および納付金を本学に振り込むとともに、指定された書類を所定の期日までに提出することにより、手続きを完了します。

受給候補者が入学した後、入学金および授業料の半額相当額を支給します。

注1) 候補者が他の入試制度により他学科・専攻・専修に合格し手続きを変更された場合、給与対象から外れます。

注2) 教育充実費、実験実習料その他の納付金は、給与金額には含まれません。

注3) 奨学金の継続時に、学業・学生生活に問題があると認められた時には適用を取り消すことがあります。

注4) 詳細は、本制度の適用通知書にてご確認ください。

## 2 その他の奨学金

奨学金制度は経済的理由により、学費の援助を必要とする者に対して、規定の金額を貸与または給与するものです。いずれの奨学金も学力、経済状況、人物により選考されますが、それぞれの種類により、趣旨、選考基準、金額、返還の有無等に違いがあります。募集時期など詳細については、ホームページをご覧ください。

・神戸女学院大学公式サイト>キャンパスライフ>奨学金・記念賞>神戸女学院独自の奨学金制度（新入生対象）

<https://www.kobe-c.ac.jp/campuslife/scholarship>

名 称	対 象	区 分	
日本学生支援機構奨学金	全年次の学生	貸与／給与	
神戸女学院大学給与奨学金	前年度の成績が優秀かつ経済的に困窮度の高い本学2年次以上の学生で、他に給与（給付）型奨学金の給与を受けていない者	給与	
神戸女学院大学 HAS（※）給付奨学金	日本学生支援機構第一種奨学生、又は高等教育の修学支援新制度の対象者として認定されている学生で、母子家庭あるいは父母共にいない2年次以上の学生 ※HASとは「Hisa Akiyama Scholarship」の略称で、卒業生の秋山ひさ氏の寄付を基に設立された奨学金です。	給与	
那須姉妹特別奨学金	音楽学部生、または音楽研究科生で経済的困窮度が高く、学力・人物ともに適格と認められる者	給与	
森本敦子記念奨学金	音楽学部音楽学科音楽表現専攻器楽（オルガン）専修在学学生で、学力・人物ともに適格と認められる者	給与	
神戸女学院大学一般貸与奨学金	向上心に富む学部生・大学院生で、家計支持者が、失業・破産・倒産・病気・死亡、または火災・風水害などにより家計急変が生じ、緊急に奨学金が必要となった者	貸与	
神戸女学院一粒の麦給与奨学金	人物・学力ともに優秀であり、学内もしくは学外の奨学金を受領しているが、それをもってしても学費の納入が極めて困難な突発的事情および災害による経済的困窮者	給与	
めぐみ会奨学金	(1) 卒業支援奨学金	突発的な家計の事情により学納金の納付ができなくなり、その結果、退学等を余儀なくされる恐れがある学生	給与
	(2) 修学支援奨学金	経済的支援を必要としている学業成績優秀な2年次の学生	給与
	(3) 海外留学奨学金	本学の認定留学制度を利用して、海外留学をする学生	給与
各地方自治体等の奨学金	各地方自治体の出身学生等	貸与／給与	

### 3 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）について

---

本学は高等教育の修学支援新制度の対象校に認定されています。本制度対象者の入学時納付金の取扱いについては、本学入試情報サイト（<https://kobe-college.jp/>）でご案内します。

なお、本制度の詳細については下記ホームページをご参照ください。

- ・ 日本学生支援機構ホームページ  
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>
- ・ 文部科学省ホームページ  
<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

### 4 災害救助法適用地域出身者に対する授業料免除制度について

---

災害救助法の適用を受けた地域で被災した優秀な生徒が、神戸女学院大学へ進学し、本学の優れた環境の中で勉強することを奨励するために、入学後の授業料を免除する制度を定めています。詳細については入学センター・広報室までお問い合わせください。